

特定非営利活動法人どりいむスイッチ
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第56条に基づき、この法人が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、改の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般者寄附金 個人または団体から用途を特定されないで受領する寄附金

(2) 特定目的寄附金 用途を特定して、個人または団体から受領する寄附

2 この規程における寄附金には金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(一般寄附金等の募集及び用途)

第3条 当法人は常時一般寄附を募ることができる。

2 一般寄附金は、当法人の定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、事業遂行に必要な管理費にも充当する。

(特定目的寄附金等の募集及び用途)

第4条 当法人は常時特定目的寄附を募ることができる。

2 特定目的寄附金は、定款第5条の特定非営利活動に係る事業のうち特定の事業に使用するほか、当該事業遂行に必要な管理費にも充当する。

(受領等の送付)

第5条 一般寄附金、特定目的寄附金を受領したときは、受領を証明する書類を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄附者もしくはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。

(寄附金に係る結果の報告)

第6条 寄附金による事業成果や効果等を寄附者に報告するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(遺贈及び相続財産からの寄附)

第7条 寄附者からの遺贈及び相続財産からの寄附、信託等の仕組みを利用した寄附についても、本規定を準用する。

2 遺贈または相続財産からの寄附を受け入れるにあたっては、理事会及び弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄附者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(寄付金等の受入の制限)

第 8 条 当法人は、寄付金等が各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等の受入を辞退し、寄付者又はその継承人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- (1) 法令または定款に抵触するとき
- (2) 寄付金等の受入れに起因して、当法人に著しい負担が生じるとき
- (3) 当法人の業務執行上支障があると認められるとき、または当法人が受け入れるには不適當であると認められるとき
- (4) 寄付金等を受け入れることにより、法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が定款第 3 条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき
- (5) 次の各号に掲げる事項に当てはまると判明されたとき
 - ①暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）からの寄付のお申し出の場合
 - ②会社その他の法人からの寄付のお申し出の場合で、その法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、またはこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力である場合。
 - ③寄付をお申し出の方の名義を反社会的勢力に利用させて、寄付のお申し出をする場合。

(情報公開)

第 9 条 この法人が受領する寄付者名簿については、前事業年度の寄付者名簿について書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧の措置を講じるものとする。

(その他)

第 10 条 本規定に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に定めることができる。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

1. この規程は、2023 年 12 月 22 日から施行する。